

検体検査の精度の確保に関する調査票【1/2】

- (1) 検体検査（インフルエンザ迅速検査キットを用いた検査等の簡易な検体検査を含む。）を院内に行っていますか。

☒ はい （下記、「検体検査の業務を自ら行う医療機関」にも回答ください。）

☐ いいえ

- (2) 検体検査（インフルエンザ迅速検査キットを用いた検査等の簡易な検体検査を含む。）を他の医療機関より受託していますか。

☐ はい

☒ いいえ

（□のある項目にはチェックを記入し、調査結果の欄には適の場合は「○」、不適の場合は「×」、非対象の場合は「－」を記載してください。）

検体検査の業務を自ら行う医療機関		
項 目	根拠法令	調査結果 (○・×・－)
1. 検体検査の精度の確保に係る責任者 精度の確保に係る責任者を配置しているか。 (責任者の職種) ☒ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 臨床検査技師	法第15条の2 規則第9条の7第1号	○
2. 標準作業書・作業日誌及び各台帳	法第15条の2	
① 標準作業書 標準作業書を常備し、検体検査の業務を行う従事者に周知しているか。 ☐ 検査機器保守管理標準作業書 ☐ 測定標準作業書	規則第9条の7第3号	
② 作業日誌 ☐ 検査機器保守管理作業日誌 ☐ 測定作業日誌	規則第9条の7第4号	
③ 台帳 ☐ 試薬管理台帳 ☐ 統計学的精度管理台帳 ☐ 外部精度管理台帳	規則第9条の7第5号	
3. その他 以下の実施に努めているか。 ☐ 内部精度管理の実施 ☐ 外部精度管理調査の受検 ☐ 検体検査の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とした研修の実施	法第15条の2 規則第9条の7の2	

検体検査の精度の確保に関する調査票【2/2】

検体検査の業務を自ら行う医療機関		
項目	根拠法令	調査結果 (○・×・－)
4. 遺伝子関連・染色体検査を行う場合	法第15条の2	
(1) 遺伝子関連・染色体検査の精度確保に係る責任者 精度確保に係る責任者を配置しているか。 (責任者の職種) ☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 臨床検査技師 ☐ 遺伝子関連・染色体検査の専門知識及び経験を有する者 ※検体検査の精度の確保に係る責任者との兼任可	規則第9条の7第2号	—
(2) 内部精度管理の実施	規則第9条の7の3第1項	—
(3) 外部精度管理調査等の受検	規則第9条の7の3第2項	—
(4) 遺伝子関連・染色体検査の業務に従事する者に対する研修の実施	規則第9条の7の3第3項	—

※根拠法令中「法」とは「医療法」を、「令」とは「医療法施行令」を、「規則」とは「医療法施行規則」をいいます。

【参考資料】

「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平成30年8月10日付 医政発0810第1号厚生労働省医政局長通知)